

付帯メニュー定義書  
【湘南のカーボンフリー】

令和5年12月1日実施

湘南電力株式会社

## 目次

1. 実施期日 .....	3
2. 定義 .....	3
3. 適用条件 .....	3
4. サービス内容 .....	4
5. 適用期間 .....	4
6. 適用廃止 .....	4
7. 湘南のカーボンフリーの定義書の変更及び廃止.....	4

付帯メニュー定義書【湘南のカーボンフリー】(以下「湘南のカーボンフリーの定義書」)は、当社の電気をご契約いただいているお客さま向けに当社の電気需給約款(低圧)(以下「電気需給約款」)、各種定義書(以下「各種定義書」)にもとづき計算される電気料金にサービス料金として合算する取り扱いを定めたものです。

### 1. 実施日

湘南のカーボンフリーの定義書は、令和5年12月1日より適用します。

### 2. 定義

電気需給約款および各種定義書に定義される言葉は、湘南のカーボンフリーの定義書においても同様の意味で使用します。

#### (1) 湘南のカーボンフリーとは

当社の電気需給約款に基づきお客さまへ提供する電気料金プラン(FIT電気を含む)に付帯して、当社が、J-クレジット(再エネ電力由来)と非化石証書を組み合わせて利用することにより、お客さまに供給するFIT電気を含む電気について、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)をゼロにするサービスです。なお、当社が湘南のカーボンフリーを付帯して供給する電気の電源構成およびJ-クレジットと非化石証書の使用状況は当社ホームページで公開します。

#### (2) FIT電気とは

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー電源を用いて発電され、固定買取価格制度(FIT)によって電気事業者に買い取られた電気のことです。当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客さま以外の方も含め、電気をご利用する全ての皆さまから集めた賦課金により賄われており、この電気の二酸化炭素排出量については火力発電なども含めた全国平均の電気の二酸化炭素排出量を持った電気として扱われます。

#### (3) J-クレジットとは

省エネルギー設備の導入や森林経営などの取り組みによる、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。

#### (4) 非化石証書とは

発電時に化石燃料を使用せず発電された電気のうち、二酸化炭素を排出しない環境的な価値を切り離して取引される証書です。

### 3. 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申込みを、当社が承諾した場合に、湘南のカーボンフリー(以下「本サービス」)を適用します。ただし、当社が別途認めた場

合はこの限りではありません。

- (1) お客さまが当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約（以下「電気の契約」）の契約者であること。
- (2) お客さまが選択した当社の電気料金プランが湘南のでんき電灯B、湘南のでんき電灯C、湘南のでんき動力、湘南のガスとでんき電灯B、湘南のガスとでんき電灯C、湘南のオール電化電灯B、湘南のオール電化電灯Cに該当すること。
- (3) 動力をご使用のお客さま向けの電気料金プランとあわせて契約せずに動力を使用しないこと。

#### 4. サービス内容

当社は、3（適用条件）に定める条件を満たすお客さまからのお申込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金プランの電力量料金に使用電力量に乗じて下記のサービス料金（燃料調整費額を除く）を合算します。

使用電力量1キロワット時につき	1.00円
-----------------	-------

（税込）

#### 5. 適用期間

- (1) 本サービスの適用開始日は原則として本サービスが付帯する電気料金プランの適用開始日とします。
- (2) 本サービスの適用期間は（1）に定める適用開始日から本サービスを付帯する電気料金プランに定める廃止期日または解約日までとします。

#### 6. 適用廃止

当社は、お客さまが、3（適用条件）を満たさないことが判明した場合には、本サービスの適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約を解約する場合  
電気需給約款33（電気需給契約の廃止）または、36（解約等）による解約
- (2) 前項以外の事由による場合  
当該事由発生日の直後の電気の計量日  
なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、（1）で定める解約日

#### 7. 湘南のカーボンフリーの定義書の変更及び廃止

- (1) 当社は、本サービスの定義書を変更する場合には、電気需給約款4（この需給約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本サービスの定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあら

かじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

- (3) 当社は、本サービスの定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款4（この需給約款等の変更）（4）および（5）、（6）に準じます。